

指摘事項等		投稿日	令和2年4月1日
件名	悠遊館等市有施設の休館について		
本文	<p>新型コロナウイルス感染症防止のため、市有施設の休館が続いています。趣旨は理解しておりますが、自治会の会議で悠遊館が使えないため、実施場所に苦慮しています。</p> <p>自治会の会議は中止とするか、特例として悠遊館の使用を認めるかどうか決めていただきたいです。</p>		
回 答		回答日	令和2年4月8日
担当部署	市民部 市民協働室 協働推進課		
本文	<p>悠遊館を含む市有施設につきましては、現在、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況であることから、市民の皆様の感染を防止する観点から当面の間、臨時休館としているところであります。</p> <p>こうした中、自治会の会議の開催を検討するにあたっては、役員や会員が一堂に集まることなく総会等を書面開催によって議決を採る方法(書面表決)もあり、実施方法等について本市ホームページに掲載しておりますので、ご検討いただければと思います。</p> <p>また、やむを得ず会議を開催する場合は、参加者の新型コロナウイルス感染症対策として、咳エチケットのほか、密閉(密閉空間)、密集(密集場所)、密接(密接場面)の3つの密の条件が重ならないよう、参加者の新型コロナウイルス感染症対策に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>自治会の皆様方にはご不便をおかけしておりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。</p>		